

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	東京都水道局

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称			東京都水道局 稲城ポンプ所									
事業所の所在地			東京都稲城市大丸5 2 7 番地									
業種等	事業の業種	分類番号	F36		F_電気_ガス_熱供給_水道業			水道業				
		産業分類名	水道業									
	事業所の種類	主たる用途	工場その他上記以外									
		用途別内訳	建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)		前年度末	1,855.10	m ²	基準年度	1,470.23	m ²		
			事務所		前年度末		m ²	基準年度		m ²		
			情報通信		前年度末		m ²	基準年度		m ²		
			放送局		前年度末		m ²	基準年度		m ²		
			商業		前年度末		m ²	基準年度		m ²		
			宿泊		前年度末		m ²	基準年度		m ²		
			教育		前年度末		m ²	基準年度		m ²		
			医療		前年度末		m ²	基準年度		m ²		
			文化		前年度末		m ²	基準年度		m ²		
			物流		前年度末		m ²	基準年度		m ²		
			駐車場		前年度末		m ²	基準年度		m ²		
工場その他上記以外		前年度末	1,855.10	m ²	基準年度	1,470.23	m ²					
事業の概要			送水施設									
敷地面積			4,024.91 m ²									

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1-2) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

[illegible]

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	東京都水道局 多摩水道改革推進本部 多摩給水管理事務所 施設課
	電 話 番 号 等	042-371-1421
公表の 担当部署	名 称	東京都水道局 総務部 企画調整課（環境・エネルギー施策担当）
	電 話 番 号 等	03-5320-6333

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス： http://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所：
		所在地：
		閲覧可能時間
	冊 子	冊子名：
		入手方法：
	そ の 他	アドレス：

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の使用開始年月日	1968	年	8	月	1	日
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度							

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」で定める、第三削減計画期間における総量削減義務履行の達成を目指し、実効性ある対策を着実に取組んでいきます。

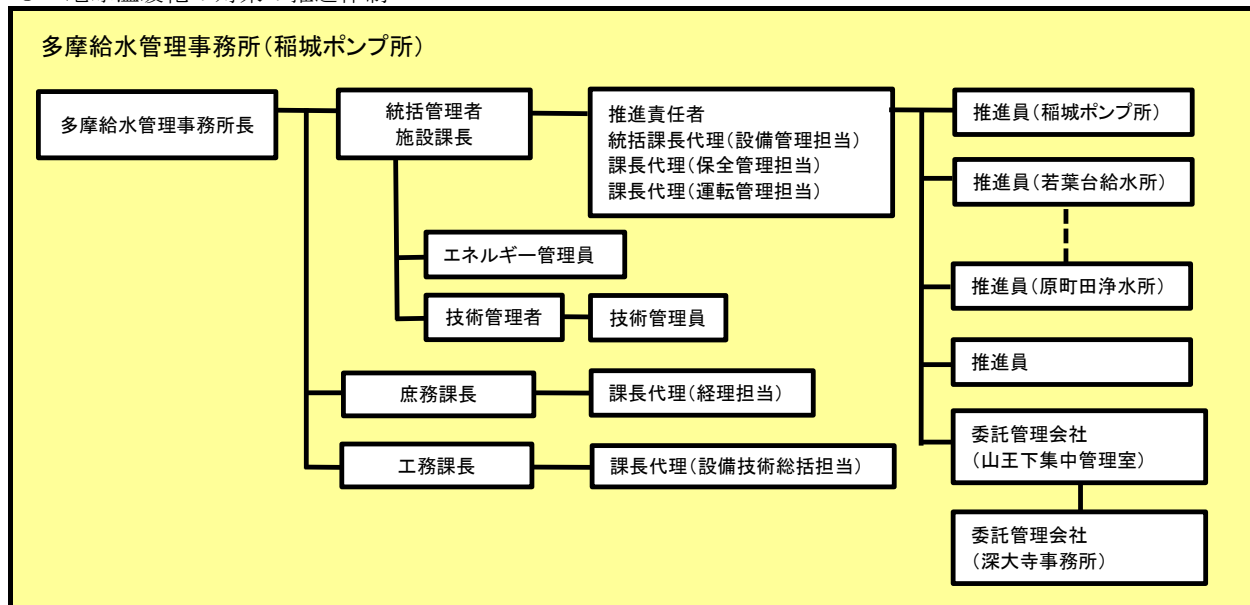
具体的には、ポンプ設備や照明設備の効率化を「東京都水道局環境5か年計画（令和2年3月策定）」に基づき、計画的に推進します。

また、省エネの取組が進んでいる大規模事業所についてはトップレベル事業所認定の拡大を図るなど、制度を活用した取組も進めていきます。

再エネの導入・利用に関する取組みについて：

再エネである太陽光発電設備や小水力発電の導入を「東京都水道局環境5か年計画（令和2年3月策定）」に基づき、計画的に推進します。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計 画 期 間	2020 年度から		2024 年度まで				
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	基準排出量に対して、令和 2 年度から令和 6 年度までに 5 年平均で 2 2 % 削減する。					
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	下水道への排出に伴う二酸化炭素の排出抑制のため、節水を積極的に行う。 また、変圧器等電気機械器具の使用に伴う温室効果ガス排出抑制のため、機器の保有状態の把握を的確に行うとともに、使用機器の保守点検を適切に行う。					
削 減 義 務 の 概 要	基 準 排 出 量	7,530	t（二酸化炭素 換算）/年	削 減 義 務 率 の 区 分	Ⅱ		
	排 出 上 限 量 (削減義務期間合計)	32,945	t（二酸化炭素 換算）	平 均 削 減 義 務 率	12%		

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計 期 間	2025 年度から 2029 年度まで	
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	条例で定められる第四計画期間の削減義務率を達成する。
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	下水道への排出に伴う二酸化炭素の排出抑制のため、節水を積極的に行う。 また、変圧器等電気機械器具の使用に伴う温室効果ガス排出抑制のため、機器の保有状態の把握を的確に行うとともに、使用機器の保守点検を適切に行う。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		4,920	5,101	5,262	4,847	
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）	3	3	3	3	
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）					
上水・下水		0	0	0	0	
合 計		4,923	5,104	5,265	4,850	

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	2,652.1	2,749.7	2,836.5	2,612.8	

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

☒ 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（2002年度、2003年度、2004年度）
☐ 排出標準原単位を用いる方法	
☐ その他	算定方法：（）

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
変更年度						

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	Ⅱ
----------	---

(4) 削減義務期間

2020 年度から	2024 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定	○	○	○	○	○

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量(A)	7,530	7,530	7,530	7,530	7,530	37,650
	削減義務率(B)	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	
	排出上限量(C=ΣA-D)						32,945
	削減義務量(D=Σ(A×B))						4,705
実績	特定温室効果ガス排出量(E)	4,920	5,101	5,262	4,847		20,130
	排出削減量(F=A-E)	2,610	2,429	2,268	2,683		9,990

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	☐ 削減対策	☐ 床面積の増減	☐ 用途変更
	☐ 設備の増減	☒ その他	
具体的な増減要因	温室効果ガスの排出に係る送水ポンプの運転は局の方針に準拠するため、独自の運転計画が立てられない状況である。このため、全体の水需要によるエネルギー使用量の増減が、温室効果ガス排出量の増減に繋がっている。		

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対 策 の 名 称	実 施 時 期	備 考
	区 分 番 号	区 分 名 称			
		【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】			
1	350600	35_抵抗等による電気の損失の防止に関する措置	稲城第一ポンプ所のポンプ容量、台数見直し及び速度制御方式をVVVF化	実施済	
2	350600	35_抵抗等による電気の損失の防止に関する措置	稲城第二ポンプ所のポンプ容量、台数見直し及び速度制御方式をVVVF化	実施済	
3	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	高効率型照明設備に更新（稲城第一、第二ポンプ所電気室及びポンプ室天井灯）	実施済	・積極的な間引き ・運用上及び安全上必要な箇所を除き常時消灯
4	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	空気調和設備の運転期間の見直し	実施済	・運用上必要な箇所を除き、気温の低い11～4月は停止
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対 策 の 名 称	実 施 時 期	備 考
	区 分 番 号	区 分 名 称			
17					
18					
19					
20					
		(再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況)			
71					
72					
73					
	【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】				
81					
82					
83					
	【排出量取引の計画及び実施の状況】				
91					
92					
93					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

東京都水道局環境計画等に基づき、主に以下の取組を実施してきました。

<主な取組>

（１）省エネルギー対策

施設や設備の更新に合わせ、ポンプ設備の効率化や高効率照明の導入を進め、エネルギーの効率化を図ってきました。

（２）再生可能エネルギーの活用

太陽光、小水力発電を導入し、その発電量は大規模事業所において自家消費するとともに、大規模事業所以外においては「再エネクレジット」として削減義務の履行に充ててきました。

（３）トップレベル事業所等認定

第一計画期間においては、平成２２年度に稲城ポンプ所が、平成２３年度は淀橋給水所、練馬給水所、和田堀給水所、羽村導水ポンプ所が認定されました。

第二計画期間においては、平成２８年度に八坂給水所、淀橋給水所、練馬給水所が、平成２９年度に羽村導水ポンプ所、稲城ポンプ所が、平成３１年度に日野増圧ポンプ所が認定されました。

第三計画期間においては、令和２年度に練馬給水所、稲城ポンプ所が、令和３年度に八坂給水所が、令和４年度に羽村導水ポンプ所が認定されました。

<第一計画期間の実績>

第一計画期間は、６％の削減義務を達成するとともに、超過削減クレジットを確保しました。

<第二計画期間の実績>

第二計画期間は、１２．７５％の削減義務を達成するとともに、超過削減クレジットを確保しました。

再エネの導入・利用に関する取組について：

太陽光発電、小水力発電を導入し、その発電量は大規模事業所において自家消費するとともに、大規模事業所以外においては「再エネクレジット」として削減義務の履行に充ててきました。